

## 総務環境常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月14日（木曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 2分 開議  
午前11時28分 散会

### 付託事件

議案第1号，議案第2号，議案第3号，議案第6号，議案第7号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第26号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く），議案第33号，議案第39号，議案第42号，議案第43号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く），議案第48号，平成31年陳情第1号，平成31年陳情第2号

### 1 本日の会議に付した事件

#### (1) 議案審査

- ① 議案第 1号 中核市の指定に係る申出について
- ② 議案第 2号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ③ 議案第 3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例
- ④ 議案第 6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第 8号 水戸市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第 9号 水戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）

- ⑫ 議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑬ 議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について
- ⑭ 議案第42号 土地の取得について（総合運動公園市民球場用地）
- ⑮ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）
- ⑯ 議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

- ① 平成31年陳情第1号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情
- ② 平成31年陳情第2号 消費税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情

2 出席委員（6名）

委員長	安藏	栄君	副委員長	鈴木	宣子君
委員	土田	記代美君	委員	須田	浩和君
委員	伊藤	充朗君	委員	福島	辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

市長公室長	武田	秀君	国体推進局長	小嶋	いつみ君
秘書課長	天野	純一君	政策企画課長	長谷川	昌人君
交通政策課長	須藤	文彦君	情報政策課長	北條	佳孝君
みとの魅力発信課長	沼田	誠君	国体総務課長	村沢	晶弘君
国体競技課長	大久保	克哉君			
総務部長	荒井	宰君	総務部参事兼人事課長	田中	誠一君
総務法制課長	上垣外	泰之君	行政改革課長	川上	悟君
中核市移行推進課長	宮川	孝光君	財産活用課長	谷津	茂男君
新庁舎整備課長	熊田	泰瑞君			
財務部長	園部	孝雄君	税務事務所長	小林	光宏君
財政課長	梅澤	正樹君	契約検査課長	青山	和夫君
市民税課長	安里	裕行君	資産税課長	亀井	俊道君
収税課長	佐々木	信也君			

市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部長 副部長	横須賀好洋君
市民協働部 技監	大和直文君	市民協働部 参事兼 文化交流課長	菊池浩康君
市民生活課長	小川邦明君	防災・危機 管理課長	高安正紀君
新市民会館 整備課長	篠原芳之君	スポーツ課長	柏直樹君
体育施設 整備課長	太田達彦君	男女平等 参画課長	石塚美也君
市民課長	野澤昌永君		
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部 参事	佐藤則行君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原勤君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤利光君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
新ごみ処理施設 整備課長	宮田正一君		
会計管理者	弓野保君	参事兼 会計課長	小田木義弘君
選挙管理委員会 事務局長	石田顕男君		
監査委員 事務局長	綿引信明君	監査委員 事務局次長	和田隆君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	関谷勇君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永井直人君	書記	玉田誠一君
--------	-------	----	-------

午前10時 2分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました議案は、議場で付託されました議案審査分担表のとおり、議案第1号ほか15件及び陳情2件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、明日、質疑を行いまして、18日月曜日に御意見を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りをいたします。

この際、当委員会に付託となっております議案第1号ほか15件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

〔「ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 福島委員、どうぞ。

○福島委員 総務環境委員会の議案説明は最初にいろいろ聞いているので、簡潔、明瞭に、難しい話はしないで、ポイントだけでお願いします。

○安藏委員長 ほかの委員さん、それでよろしいですか。

〔「それでいいよ」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 そのように取り計らいをお願いしたいと思います。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を求めます。

なお、2月21日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。また、提出議案の説明につきましては、効率化を図る観点から演台を使用して行いたいと思いますので、御了承願います。

初めに、議案第1号 中核市の指定に係る申出について、執行部から説明願います。

宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 それでは、中核市の指定に係る申出について、総務部中核市移行推進課提出の資料に基づき説明いたします。

1の提案理由につきましては、中核市の指定に係る政令については、関係市からの申し出に基づいて総務大臣が立案することとされているところでありますので、指定の申し出について提案するものでございます。

2の指定までのスケジュールにつきましては、現時点の予定であります。今後、県知事に対して同意の申し入れを3月末から4月までの間を目途に実施しまして、最終的に中核市の指定に係る政令公布は10月

から11月までの間になるものと見込んでございます。

以上でございます。

○安蔵委員長 次に、議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議について説明願います。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 議案書①、3ページをお開き願います。

市議会議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議について、市長公室政策企画課提出の資料により御説明申し上げます。

1の提案理由でございますが、水戸市を初めとする県央地域の9市町村において、それぞれが設置しております公の施設について、協定書に基づき住民の相互利用を行っているところでございますが、協定対象施設の追加及び削除に伴い、改めて協議するものでございます。

2の内容でございますが、追加する施設といたしまして、東町運動公園の体育館及びテニスコートを追加するものでございます。削除する施設といたしましては、那珂市の瓜連体育館におけるサブアリーナ及び会議室につきまして、削除するものでございます。

3の協定締結予定日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

議案書①の4ページから8ページが別紙でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○安蔵委員長 次に、議案第3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例について説明願います。

高安防災・危機管理課長。

○高安防災・危機管理課長 議案書①の9ページをお開き願います。

市議会議案第3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例について、防災・危機管理課提出の参考資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、社会情勢の変化等に伴い空き家等が増加傾向にあり、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で市民生活に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、本市の実情に合わせて、総合的かつ計画的に空き家等に関する施策を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、2ページの条例と空家特措法との比較により御説明させていただきます。

第2条、定義につきましては、本条例は特措法を補完するものであることから、用語の意義は特措法と同じでございます。特措法における空家等の定義でございますが、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地とされております。

国の指針では、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものとは、長期間にわたって日常生活が営まれていない、また営業が行われていないなど、当該建築物等を意図を持って使い用いていない状態にあることとされております。おおむね年間を通して建築物等の使用実績がないことを一つの基準としております。所有者等につきましては、所有者または管理者でございます。

第3条、市の責務でございますが、特措法では、市町村は空家等に関する必要な措置を講ずるよう努める

ものとするがありますが、条例におきましては、その目的を達成するため、空家等の発生の抑制及び利活用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を市に義務づけております。

第4条、所有者等の責務でございます。空家等以外の建築物の所有者の責務につきましては、特措法での規定はございませんが、本条例におきましては、建築物の所有者は、所有する建築物が空家等にならないよう利活用に努めるものとするとして定めてございます。また、空家等の所有者等につきましては、特措法では空家等の適切な管理に努めるものとするとしてされておりますが、条例におきましては適切な管理を義務づけております。

第5条、市民等の役割につきましては、条例で独自に定めるものでございます。市内に居住する者及び市内に所在する法人は、市が実施する空家等に関する施策に協力するものとするとして定めてございます。

3ページをごらん願います。

次に、第6条、空家等対策計画につきましては、計画の策定は市町村の判断に委ねられておりますが、条例につきましては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市長に策定を義務づけております。

空家等対策協議会につきましても、条例におきましては附属機関として、水戸市空家等対策協議会を設置し、協議会は空家等対策計画に関する事項に加え、空家等対策の全般にわたって協議するものと定めるとともに、協議会の組織等について定めてございます。

第9条、空家等に関する情報の収集でございますが、相談のあった空家等への対応におきましては、空家等の状況を把握することが重要となりますので、空家等の情報の収集について定めるものでございます。

第10条、空家等の適切な管理の促進につきましては、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し情報の提供、助言などを行うほか、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対しては、特措法では助言までしか規定しておりませんが、条例におきましては、指導を行うことを定めてございます。

第11条、空家等及び空家等の跡地の活用の促進につきましては、特措法では講ずるよう努めるものとするがありますが、条例におきましては、空家等に関する情報の提供やこれらの活用のために必要な対策を講ずるものとしたします。

第12条、関係機関との連携につきましては、特措法の規定はございませんが、本市の空家等対策におきましては、状況に応じて、警察や消防、専門家団体など関係機関との連携が必要となることから定めるものでございます。

なお、特定空家等に対する措置等につきましては、特措法によるため条例には規定をしてございません。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものです。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、議案第6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきまして、長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 議案書①、17ページをお開き願います。

市議会議案第6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につ

きまして、政策企画課提出資料により御説明いたします。

2の主な改正内容といしましては、東町運動公園の体育館及びテニスコートの新設に伴い、本市が設置する公の施設の広域利用に関する協定の対象施設に追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

裏面の2ページ、新旧対照表、3ページ以降は参照条文でございますので、御参照願います。

説明は以上です。

○安藏委員長 次に、議案第7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、議案書①の19ページをお開きください。

議案第7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、総務部行政改革課資料とあわせて御説明いたします。

まず、行政改革課資料の1の改正の理由につきましては、行政需要の動向等を勘案し、その適正管理に努めることとして見直しを行ってございます。平成31年度におきましては、上下水道局の事務部局名及び3事務部局における定数を変更するとともに、消防職員の初任教育にかかる期間における人員不足への対応のため、採用後1年以内の消防職員を定数外に置くことができるようにするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、市長事務部局におきまして1,223人から1,190人となり、33人の減、教育委員会事務局及び教育機関におきまして359人から350人となり9人の減、上下水道局におきましては116人から171人となり55人の増、全体では2,077人から2,090人となりまして、13人の増となっております。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとなっております。

ページを返していただきまして、新旧対照表につきましては、先ほど申し上げた部分に該当する箇所を網かけで表現してございます。

4ページ以降の職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がございました部署について増減理由とともにまとめてございます。

また、昨年度の議会前委員会において提出依頼のございました定数増減の推移の表、こちらを8ページに添付してございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

以上で説明を終了いたします。

○安藏委員長 次に、議案第8号 水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 議案書①、21ページをお開き願います。

議案第8号 水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、職員の非違行為について厳正に対処するため、懲戒処分に関する関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、減給及び停職の期間の上限を現行の6月から1年に拡大するものでございます。施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

裏面には、新旧対照表をお示ししてございます。御参照いただきたいというふう存じます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第9号 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 議案書①、23ページをお開き願います。

水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事課提出資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、国に準じ、時間外勤務命令及び早出遅出勤務に関する関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、時間外勤務命令について規則への委任規定を新設するものでございます。2点目といたしまして、障害者等である職員の早出遅出勤務に関する規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

2ページから3ページにつきましては、新旧対照表をお示ししてございます。御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 議案書①、25ページをお開き願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、空家等対策協議会の新設等に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、空家等対策協議会の委員の新設に伴い、報酬を月額7,000円、旅費を一般職相当額とするものでございます。

次に、学校運営協議会委員の新設に伴い、報酬を年額1万2,000円、旅費を一般職相当額とするものでございます。

次に、消防団の報酬額を改定いたしまして、下表のとおりとするものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

裏面、2ページには新旧対照表をお示ししてございます。御参照をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、亀井資産税課長。

○亀井資産税課長 それでは、議案書①、27ページをお開きください。



市議会議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、財務部資産税課提出の総務環境委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、課税免除の対象事業の開始期限を延長するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、課税免除の対象となる対象事業の開始期限を平成36年3月31日まで5年間延長するものでございます。なお、家屋の建設が必要な場合で同日までに家屋の建設に着手したときは、平成38年1月1日まででございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

また、2ページに新旧対照表を記載してございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、29ページをお開きください。

市議会議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、提出資料について御説明いたします。

1の改正理由につきましては、建築基準法の改正に伴うものでございます。

2番の改正内容は、(1)として、既存の1つの建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定申請手数料及びその変更認定申請手数料について根拠条項を追加するものです。

(2)は、建築物の用途を変更して、興行場とする場合の許可について12万円とするものです。また、同じく特別興行場とする場合の許可を16万円と定めるものでございます。

3の施行期日は平成31年4月1日、または法改正のいずれか遅い日としております。

新旧対照表等を添付しておりますので、後ほど御参照をお願いします。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）につきまして、順次、執行部から説明願います。

○梅澤財政課長 それでは、①議案書の61ページをお開きください。

市議会議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

第1条では、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1,279億1,900万円と定めるものでございます。

第2条で継続費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債をそれぞれ定め、第5条では一時借入金の最高額を例年どおり100億円と定めるものでございます。さらに、第6条では、項間で流用できる場合を給料などと定めております。

62ページをお願いいたします。

62ページから66ページにかけての第1表歳入歳出予算により、各款項の予算額を記載しております。

内容につきましては、この後、各担当から②平成31年度予算に関する説明書により歳出から御説明いたします。

○**関谷議会事務局次長兼総務課長** 議案書②の72, 73ページをお開き願います。

第1款1項1目議会費につきましては、前年度に比べて1.4%の増となっております。

○**田中総務部参事兼人事課長** 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、対前年度比1.9%の増でございます。

主な経費につきましては、74, 75ページをお願いいたします。

総務事務費につきましては、市有施設に係る賠償責任保険や顧問弁護士委託などに要する経費でございます。

行政改革推進経費におきましては、行政改革推進委員会、行政評価委員会及び行政不服審査会の委員報酬及びそれに関連する人件費でございます。

中核市移行経費につきましては、中核市移行に向けた移譲事務の整理などの準備経費でございます。

一般管理事業に要する職員給与費につきましては、管理部門などに21課の人件費でございます。

人事管理経費につきましては、産業医等の報酬や健康診断など職員の福利厚生等に要する経費でございます。

職員研修費につきましては、基本・専門・派遣研修などの職員研修に要する経費でございます。

76, 77ページでございますが、契約事務費につきましては、土木積算システム等や電子入札システムの共同利用に係る使用料など契約事務に関する経費でございます。

○**上垣外総務法制課長** 続きまして、2目文書広報費でございます。前年度に比べ3.2%の減となっております。主な内容でございますが、広報活動費につきましては、広報「みと」の発行、広報紙の配布委託など、各種広報に要する経費でございます。

広聴活動費につきましては、法律相談等の各種相談業務、市民懇談会など広聴活動に要する経費でございます。

みとの魅力発信経費につきましては、市制施行130周年に係る記念史等の作成など、水戸の魅力の情報発信に要する経費でございます。

文書法制事務費につきましては、法務事務及び文書管理に要する経費でございます。

情報公開等経費につきましては、情報公開及び個人情報保護制度の運用に要する経費でございます。

○**梅澤財政課長** 78ページをお願いします。

3目財政管理費につきましては、前年度比101.8%の増としました。増加の要因としましては、財務書類作成に係る経費等を計上したことでございます。

○**小田木参事兼会計課長** 続きまして、4目会計管理費につきましては、前年度比0.6%の増でございます。主なものにつきましては、嘱託員報酬、公金収納情報データ化委託、決算書の作成経費などでございます。

○**谷津財産活用課長** 続きまして、5目財産管理費でございますが、前年度比13.2%の減でございます。主な内容でございますが、庁舎管理費といたしまして臨時庁舎から本庁舎体制となったことにより27.6%

の増、ページを返していただきまして、土地管理費として78%の減となっております。

○熊田新庁舎整備課長 続きまして、80、81ページの6目新庁舎整備費でございます。主な整備経費につきましては、駐車場等の外構工事に係る経費でございます。なお、前年度と比較いたしますと24億8,640万円の減となっております。

○長谷川政策企画課長 続きまして、7目企画費について御説明いたします。前年度と比較いたしまして、2,019万4,000円、74.8%の増となっております。

ページを返していただきまして、82、83ページ、総合戦略経費につきましては、次期計画の策定等に要する経費でございます。

その下、市制施行130周年記念事業経費につきましては、記念式典の開催等に要する経費でございます。

○須藤交通政策課長 続きまして、8目交通政策費の予算額は、前年度に対し65.2%の増額でございます。内容といたしましては、交通政策経費として、自転車通行空間の整備、タクシーを活用した公共交通空白地区等における移動手段の確保、バス路線再編を推進するための実証実験運行支援などに係る経費を計上するものでございます。

○菊池市民協働部参事兼文化交流課長 続きまして、9目平和文化費につきましては、平成31年度は予算科目の統合を行ったことにより、前年度比217.1%の増となっております。内容につきましては、83ページからの平和都市経費は、平成31年度に平和記念館が開館10周年を迎えることから、記念事業としての展示のリニューアル、戦争体験者の映像記録の作成などを行うとともに、引き続き、広島市平和記念式典に平和大使を派遣してまいります。

ページを返していただきまして、85ページをお願いします。

上段の文化振興経費につきましては、オセロ発祥の地としてのまちの魅力の発信や、水戸市芸術祭の開催、新たにアダストリアみとアリーナにおいて開催される大規模市民音楽イベントへの補助等を行ってまいります。

続きまして、10目芸術館費につきましては、前年度比2.9%の増となっております。主な内容といたしましては、水戸芸術館の開館30周年記念事業の実施や財団の運営、施設の維持管理等に要する経費でございます。

続きまして、11目国際交流費につきましては、前年度比1.1%の減となっております。主な内容といたしましては、国際交流経費につきましては、国際交流センターを拠点としてのアナハイム市や重慶市を初めとする海外諸都市との交流及び市民主体の国際交流事業の推進等に要する経費で、国際交流事業基金費につきましては、基金の利子を積み立てるものでございます。

○石塚男女平等参画課長 続きまして、86、87ページをお開き願います。

12目男女平等参画センター費につきましては、平成31年度は4,902万3,000円で前年度並みの予算額となっております。内容につきましては、職員給与費、男女平等参画推進事業に要する経費でございます。

○村沢国体総務課長 続きまして、13目国民体育大会費につきましては、前年度と比較しまして6億7,820万円、501.3%の大幅な増でございます。増額の主な理由につきましては、水戸市国体実行委

員会への負担金といたしまして、茨城国体の開催による会場設営及び大会運営に要する経費、選手等の輸送による経費、歓迎、接伴等による経費でございます。

○北條情報政策課長 続きまして、88ページをごらんください。

14目情報システム管理費につきましては、対前年度比7.6%の減となっております。主な内容につきましては、各種システムの維持管理、情報セキュリティ対策、個人番号制度、オープンデータへの取り組みなどの経費でございます。

○小川市民生活課長 続きまして、15目市民活動費につきましては、前年度比11.1%の減となっております。主な内容といたしまして、町内会、自治会などの地域コミュニティ活動の支援に要する経費や住みよいまちづくり推進協議会への補助に要する経費、NPOやボランティア団体等との連携、協働の推進に要する経費でございます。

○野澤市民課長 続きまして、90、91ページをお開き願います。

16目出張所費につきましては、前年度と比べ2.9%の増となっております。内容につきましては、赤塚、常澄、内原の各出張所の運営経費でございます。

○小川市民生活課長 続きまして、17目市民センター費につきましては、前年度比31.3%の減となっております。主な内容といたしまして、各市民センター施設の運営や整備に要する経費、千波市民センター移転改築に要する経費でございます。

○篠原新市民会館整備課長 続きまして、92、93ページをごらんください。

18目市民会館費につきましては、予算額1,520万円、前年度に比べて460万円の増でございます。主な内容につきましては、新市民会館サイン設計委託と附帯事務費でございます。

○高安防災・危機管理課長 続きまして、19目防災対策費につきましては、前年度比86.5%の減となっております。減額の主な要因は、防災行政無線整備工事の終了によるものでございます。主な内容といたしましては、避難所等への備蓄品の配備や、各地区の自主防災組織への支援に係る経費、防災訓練や災害時の活動などに要する経費、原子力防災等に要する経費などでございます。

94、95ページをお開き願います。

20目交通安全対策費につきましては、前年度比1.4%の増となっております。主な内容といたしましては、交通安全知識の普及啓発を初め、交通安全対策に要する経費、市内6カ所の自転車駐車場の維持管理及び放置自転車の撤去に要する経費などでございます。

96、97ページをお開き願います。

21目生活安全費につきましては、前年度比0.8%の減となっております。主な内容といたしましては、空家等対策に要する経費、自治会等が管理する防犯等に関する経費などでございます。

○林環境課長 続きまして、下段の22目環境対策費につきましては、前年度比4.8%の増でございます。主な内容でございますが、公害対策関連経費につきましては、悪臭や水質等の調査に要する経費、環境保全関係経費につきましては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助など、環境保全に要する経費でございます。

○小川市民生活課長 続きまして、98、99ページをお開き願います。

23目消費生活対策費につきましては、前年度比0.7%の増となっております。主な内容として、消費生活の啓発に係る経費、消費生活センター業務の委託に要する経費でございます。

○上垣外総務法制課長 続きまして、100ページ、101ページをごらん願います。

24目公平委員会費につきましては、前年度と同額となっております。内容は、委員の報酬など公平委員会の運営に要する経費でございます。

○梅澤財政課長 25目財政調整基金費につきましては、利子の積み立てであり、23.2%の減でございます。

26目減債基金につきましては、7.1%の増であり、市債の満期償還に備えての積み立て及び利子の積み立てでございます。

27目水戸黄門ふるさと基金費につきましては、21.2%の増としており、寄附金の積み立て及び返礼品に係る報償が主な内容でございます。

28目電源立地振興基金費は前年度と同額とし、利子の積み立てでございます。

○上垣外総務法制課長 29目諸費でございます。前年度に比べ12.6%の減となっております。主な内容でございますが、防衛施設経費につきましては、自衛官募集等に要する経費でございます。

国民保護経費につきましては、国民保護協議会の運営等に要する経費でございます。

102ページ、103ページをごらん願います。

自動車臨時運行許可経費につきましては、仮ナンバーの発行に要する経費でございます。

○安里市民税課長 続きまして、2項徴税費につきましては、税務事務所全体の予算となっております。

初めに、1目税務総務費につきましては、前年度と比べ5.2%の増となっております。主な内容として、税務職員に対する給与等の人件費のほか、固定資産税に係る土地評価システム業務、地番・家屋現況更新業務、標準宅地の不動産鑑定評価業務の委託料などとなっております。

次に、2目賦課徴収費につきましては、前年度と比べ1.2%の増となっております。主な内容として、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、納税通知書などの印刷費や郵送料、滞納処分に係る不動産鑑定評価手数料などとなっております。

○野澤市民課長 続きまして、104、105ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比べ0.1%の増となっております。主な内容につきましては、市民課職員の給与、各種証明書の発行及び旅券事務等に係る経費でございます。

○石田選挙管理委員会事務局長 続きまして、106ページから109ページをごらん願います。

4項選挙費につきましては、前年比132%の増でございます。主なものといたしまして、3目諸選挙費におきます市議会議員一般選挙、市長選挙及び参議院議員通常選挙の執行に要する経費でございます。

○北條情報政策課長 続きまして、5項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、対前年度比45.3%の増でございます。内容につきましては、統計調査に係る職員給与費等でございます。

続きまして、110ページをごらんください。

2目諸統計調査費でございますが、対前年度比67.6%の増でございます。こちらの内容につきましては、各種統計調査に要する経費でございますが、来年度実施される各種統計調査の増に伴うものでござい

す。

○和田監査委員事務局次長 続きまして、112、113ページをお開き願います。

6項監査委員費につきましては、前年度比3.6%の減でございます。主なものは、監査委員及び事務局職員の給与関係経費でございます。

○渡邊衛生管理課長 続きまして、ページを進めていただきまして、140ページ、141ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち、6目墓園埋葬費につきましては、前年度比3.7%の増となっております。主な内容としましては、浜見台霊園の従来型墓地拡張整備に向けた実施設計や合葬式墓地の基本・実施設計、側溝ふたの設置など、墓地公園の運営に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、142ページ、143ページでございます。

7目斎場費につきましては、前年度比14.4%の増となっております。主な内容としましては、斎場の運営に要する経費を初め、一部事務組合への負担金、そして新たな斎場の整備に向けた基本・実施設計業務委託などに要する経費でございます。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、前年度比27%の増となっております。主な内容としましては、清掃事務事業に要する給与費を初め、ページを返していただきまして、144ページ、145ページにまいりまして、新たな分別開始に向けた周知事業や食費ロス削減事業など、ごみ減少推進に要する経費、不法投棄防止に要する経費及び中核市移行に向けた廃棄物対策準備経費となっております。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 続きまして、2目塵芥処理費につきましては、前年度に比べ126%の増加でございます。主な事業の内容につきましては、ごみ収集袋作製経費、新ごみ処理施設整備事業費、新ごみ処理施設周辺環境整備事業費。

続きまして、146ページから147ページでございますが、健康増進等施設整備事業費、塵芥処理費に要する職員給与費、清掃工場の維持管理に関する経費などでございます。

148ページから149ページでございますが、清掃事務所移転改築事業に係る経費でございます。

○渡邊衛生管理課長 次に、下段の3目し尿処理費につきましては、前年度比6.7%の減となっております。主な内容としましては、見川クリーンセンターの運営に要する経費を初め、合併処理浄化槽の普及促進に要する経費や一部事務組合への負担金でございます。

○梅澤財政課長 150ページをお開きください。

4款3項1目上水道費につきましては、85%の減としております。安全対策など繰出基準に基づく繰り出しを行うものでございます。

○柏スポーツ課長 222ページ、223ページをごらん願います。

下段から次ページにかけての6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度比8.1%の増となっております。主な内容としましては、職員給与費のほか、各種スポーツ行事に要する経費、スポーツ推進委員やスポーツ協会などの振興に要する経費、水戸黄門漫遊マラソンの開催や学校施設の開放、全国高校総体インターハイの開催に要する経費でございます。

○太田体育施設整備課長 続きまして、224、225ページ下段の2目体育施設費につきましては、前年度比78.5%の減でございます。主な内容といたしましては、体育施設の長寿命化に向けた計画策定を初め、小吹運動公園屋内プール熱源整備事業、(仮称)西谷津市民運動場整備事業に要する経費でございます。

○梅澤財政課長 228ページをお開きください。

3段目の12款公債費につきましては、1目元金は1.8%の増、2目利子は9.1%の減、3目公債諸費は2.1%の増としております。

その下の13款予備費につきましては、前年度と同額の1億円としております。

以上が総務環境委員会所管の歳出予算になります。

○田中総務部参事兼人事課長 232ページをお願いいたします。

給与費明細書について御説明いたします。

1の特別職につきましては、市長及び副市長、議員、その他の特別職を含め、合計802人の給与費の内訳を記載してございます。

次に、2の一般職につきましては、職員数1,869人分の給与費等の内訳を記載してございます。

234、235ページにつきましては、(2)は給料及び職員手当等の増減額の明細を記載しており、また(3)は給料及び職員手当等の状況について記載してございます。

236、237ページの級別職員数につきましては、職種別に職務の級の職員数を示した事項でございます。

238、239ページについては、昇給の表、昇給に係る号級数別の職員数を記載してございます。

次の期末手当・勤勉手当につきましては、支給率等を国の制度と比較した表でございます。

240、241ページにつきましては、退職手当等の状況について示したものでございます。

○安里市民税課長 続きまして、平成31年度一般会計予算の歳入につきまして御説明いたします。

議案書②の4、5ページをお開き願います。

1款1項1目個人市民税につきましては、給与引き上げなどに伴う個人所得の増加により、前年度と比べ2.1%の増となっております。

2目法人市民税につきましては、企業収益環境などの大きな変化もないことから、前年度と比べ0.6%の増となっております。

続きまして、6、7ページをお開き願います。

2項1目固定資産税につきましては、家屋の新築等による増を見込んだことから、前年度と比べ1.3%の増となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年度と比べ1%の減となっております。

3項1目軽自動車税につきましては、前年度と比べ0.7%の増となっております。

2目環境性能割につきましては、平成31年度から市税として創設するものであり、軽自動車の取得時に車体の環境性能に応じて課税されるものです。

続きまして、8、9ページをお開き願います。

4項1目市たばこ税につきましては、売り上げ本数の減少により、前年度と比べ6.8%の減となっております。

ります。

5項1目都市計画税につきましては、前年度と比べ1.1%の増となっております。

次の2款地方譲与税から各種譲与税、交付金につきましては、国・県の予算措置の状況などからそれぞれ見込んだところでございますが、1項1目地方揮発油譲与税につきましては、前年度と比べ0.3%の減となっております。

10, 11ページをお開き願います。

2項1目自動車重量譲与税につきましては、前年度と比べ4.8%の減となっております。

3項1目森林環境譲与税につきましては、平成31年度から歳入科目として創設するものであり、森林整備などに必要な財源を国から交付されるものです。

3款1項1目利子割交付金につきましては、前年度と比べ7.4%の減となっております。

4款1項1目配当割交付金につきましては、前年度と比べ10.2%の増となっております。

12, 13ページをお開き願います。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と比べ2.2%の減としております。

6款1項1目地方消費税交付金につきましては、前年度と比べ5.6%の増となっております。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度と比べ9.5%の増となっております。

8款1項1目自動車取得税交付金につきましては、本年10月から県税である自動車取得税が開始となるため、55.2%の減となっております。

14, 15ページをお開き願います。

9款1項1目環境性能割交付金につきましては、平成31年度から歳入科目として創設するものであり、本年10月から県税として徴収する自動車税環境性能割の一部を交付されるものです。

**○梅澤財政課長** それでは、続きまして、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金については、前年度と同額の50万円としております。

10款1項地方特例交付金は1,660万円、12.3%の増としました。内訳は個人住民税に加えて、自動車取得税、軽乗用車税の減税影響の補填でございます。

ページを返していただきまして、16ページをお願いいたします。

2項子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育保育の無償化に伴う地方負担額が全額措置されるものでございます。

12款地方交付税につきましては、1億7,900万、1.3%の増としました。内訳は普通交付税は地方財政計画などを踏まえて71億600万円とし、特別交付税は68億900万円としております。震災復興分の主なものは、新ごみ処理施設整備に対するものでございます。

次の13款交通安全対策特別交付金は6.3%の減としております。

14款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、最下段の2目民生費負担金が約4億円の減となっております。

ページを返していただきまして、18ページをお願いいたします。

右側の2節児童福祉費負担金のうち、保育所利用者負担金が10月からの幼児教育無償化に伴い、大きく



減をさせております。このため、項の合計で4億1,834万9,000円、12.7%の減としました。

続きまして、15款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、ページを返していただきまして、20ページ中段でございます。3目衛生使用料のうち、墓地公園永代使用料が減しております。

ページを返していただきまして、22ページ下段の8目教育使用料の内訳でございますが、ページを返していただきまして、24ページの右側でございます。やはりこれも幼稚園保育料が10月からの無償化に伴い減となりますので、項の合計で3,895万3,000円、2.9%の減としております。

続きまして、2項手数料でございます。主なものは、ページを返していただきまして、26ページでございますが、2目衛生手数料がごみ処理手数料、し尿処理手数料などの減などにより1,950万4,000円減しております。ページを返していただきまして、さらにページを返していただきまして、30ページになります。中段になりますが、手数料の合計で1,762万3,000円、1.5%の減としております。

次は、国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目民生費国庫負担金は2億2,836万4,000円の増としております。

ページを返していただきまして、32ページでございます。

子ども・子育て支援施設型給付費負担金や小規模保育に対する負担金などが増しておりまして、国庫負担金総額でも2億6,320万円、1.6%の増としております。

次は、2項国庫補助金でございます。

ページを返していただきまして、34ページでございます。

2目民生費国庫補助金は、プレミアム付商品券発行事業などにより、約5億円の増となっております。

ページを返していただきまして、36ページです。

3目衛生費国庫補助金は、新ごみ処理施設整備事業費の減により9億円の減、また6目土木国庫補助金は、泉町1丁目北地区市街地再開発事業における補助金により6億円の減となっております。

ページを返していただきまして、38ページ下段、教育国庫補助金も9億3,900万円の減となっております。これは中学校の空調整備や東町運動公園の整備が完了したことによるものでございます。

ページを返していただきまして、40ページ中段でございますが、国庫補助金は20億4,909万5,000円、18.7%の減としております。

続きまして、3項委託金でございます。

ページを返していただきまして、42ページでございます。

4目教育費委託金において、那珂川沿岸地区の発掘の委託を計上したことにより、項の合計で54.2%の増としております。

その下は、16款県支出金のうち、1項県負担金でございます。

ページを返していただきまして、44ページ、4目土木費負担金が千波湖導水施設整備事業費負担金を計上したため、大きく増額し、項の合計では2億4,909万2,000円、5.1%の増としております。

続いて、2項県補助金です。

1目総務費補助金は、国民体育大会開催経費に対する補助を見込み、増としました。

ページを返していただきまして、さらにページを返していただきまして、48ページをお願いします。

4目農林水産業費補助金は、むらづくり総合支援事業が終了したために減額となっております。

ページを返していただきまして、50ページでございます。

8目教育補助金は、東町運動公園整備が完了したことにより、大きく減額をしております。このため、県補助金は合計で7億8,122万円、23.2%の減としております。

ページを返していただきまして、52ページは3項委託金になります。下段、土木費委託金で、千波湖導水施設整備委託金がなくなったことにより、項の合計で3,591万3,000円、5.9%の減としました。

次は、18款財産収入、1項財産分与収入であり、内訳につきましては、財産貸付料や、各基金の利子でございます。

54ページをお願いいたします。

次の2項財産売却収入につきましては、不動産や物品の売り払いを見込むものでございます。ページを返していただきまして、56ページ上段でございますが、4.7%の増としました。

続きまして、19款1項寄附金につきましては、1目総務費寄附金の水戸黄門ふるさと寄附金を5,000万円増しております。このため、合計でも4,000万円の増、1.3%の増としております。

ページを返していただきまして、58ページになります。

20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、4目庁舎等整備基金繰入金を減とする一方で、1目財政調整基金繰入、7目電源立地振興基金繰入、8目一般廃棄物処理推進基金繰入などを増額したために、総額では6,480万円、1.2%の増としました。

ページを返していただきまして、60ページ、上段でございます。

2項特別会計繰入金は、東前第四土地区画整理事業からの繰り入れを計上しました。

続きまして、21款1項繰越金は、前年度と同額の2億円としております。

22款諸収入につきましては、1項延滞金・加算金及び過料、2項市預金利子は前年度と同額でございます。

3項貸付金元利収入は、ページを返していただきまして、1.7%の増としております。

次の4項受託事業収入は、2.7%の増としました。

ページを返していただきまして、64ページをお願いいたします。

5項雑入につきましては、5目雑入について、水道部新庁舎整備負担金が減となったため、ページを返していただきまして、雑入総額で1億8,110万2,000円、7.8%の減としております。

次の23款、1項市債につきましては、1目総務債においては、新庁舎整備事業が完了したために大きく約19億円の減となっております。

ページを返していただきまして、68ページでございます。

3目衛生債については、新ごみ処理施設整備事業債を大幅に増加させ、37億3,000万円の増となっております。

ページを返していただきまして、70ページでございます。

7目教育債において、東町運動公園の整備が終了したために、26億円の減となっております。このため、市債の合計では最下段でございますが11億7,900万円の減、7.0%の減としたところであります。

歳入の説明については以上でございます。

○渡邊衛生管理課長 議案書①の67ページをお開き願います。

第2表継続費のうち、上から2番目、4款衛生費、1項保健衛生費のうち、新斎場基本・実施設計事業につきましては、平成31年度が4,350万、平成32年度が1億150万、総額1億4,500万により2カ年の継続事業で実施するものでございます。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 同じく4款衛生費の2項清掃費の健康増進等施設整備事業につきましては、平成31年度が4億6,700万円、32年度が9億3,300万円、33年度が9億3,300万円の総額23億3,300万円により、3カ年継続事業で実施するものでございます。

○太田体育施設整備課長 続きまして、68ページの10款教育費、6項保健体育費の(仮称)西谷津市民運動場整備事業につきましては、平成31年度が4,000万円、平成32年度が8,000万円、総額1億2,000万円により2カ年の継続事業で実施するものでございます。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 続きまして、第3表の債務負担行為の説明をいたします。

上から3行目の新清掃工場供用開始に伴うごみ回収運搬に係る債務負担につきましては、現在、整備を進めている新清掃工場の供用開始が平成32年4月となっております。これに合わせましてペットボトルや白色トレーなど新たな資源物の回収とともに、燃えるごみ等の回収についても民間活力の活用を図るため、平成32年度から39年度までの当該事業受託に係る債務負担行為を設定するものでございます。

限度額につきましては、昨年度4億5,000万円とし、8年間で36億円としております。

○梅澤財政課長 続きまして、総務環境委員会以外の債務負担行為について、御説明いたします。

まず、1行目の医師修学資金貸与に係る債務負担につきましては、医学を履修する学生に対する貸与に関するものであり、1人当たり2,260万円、これを2人分設定するものであります。

2行目の医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、小児科及び産婦人科に対する開設補助として、合計9,000万円を設定するものです。

続きまして、4行目及び5行目は中心市街地の店舗、事務所等開設促進、企業立地促進に係る債務負担でございます。対象事業が年度内に完了しない場合も想定されますので、平成32年度以降の補助金について債務負担行為を設定するものであります。

最後の5行目は、まちなか共同住宅整備に係る債務負担でありまして、平成32年度の補助対象を決定するため、5,000万円を限度額としております。

次に、69ページの第4表地方債をお願いします。

新庁舎整備事業から臨時財政対策までの22事業、合計155億7,050万円の市債について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。なお、継続費、債務負担行為、地方債については、②予算に関する説明書の242ページ以降に関連する調書を記載しております。

平成31年度一般会計予算の説明については以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算につきまして、谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 議案書①91ページをお開き願います。

市議会議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算につきまして、御説明いたします。

歳入歳出予算につきまして、第1条で総額は歳入歳出それぞれ4億3,060万円と定めるものでございます。

内容につきましては、②の予算に関する説明書で御説明いたします。

388, 389ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、市債の償還のため、一般会計から1億8,859万8,000円を繰り入れるものでございます。

また、4款市債、1項1目公共用地先行取得事業債につきましては、市立競技場観客席増設用地の取得財源といたしまして、2億4,200万円の借り入れをするものでございます。

ページを返していただきまして、390, 391ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目公共用地先行取得事業費につきましては、市立競技場観客席増設用地を取得するための用地費及び補償費といたしまして2億4,200万円を計上するものでございます。

次の2款1項公債費、1目元金1億8,410万円につきましては、平成21年度庁舎整備事業市債償還元金でございます。2目利子437万4,000円につきましては、発行した市債の償還利子でございます。

なお、次の392, 393ページにつきましては、地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 議案書⑨の1ページをお開き願います。

市議会議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の議案第39号参考資料により御説明申し上げます。

1の工事名から5の契約の相手方につきましては、議決いただいた内容となっておりますので、6の変更理由から御説明申し上げます。

変更理由につきましては、第三最終処分場埋立施設建設工事現場の地中に障害物があり、地盤改良工事を進められないことから、障害物を除去する工事の追加などを行うためでございます。

このことにより、7にございますように、変更契約金額につきましては、2億2,215万6,000円を増額し、34億7,295万6,000円に変更するものでございます。

2ページに位置図、3ページに配置図を添付してございますので御参照願います。

次に、前回の委員会におきまして、地中障害物の箇所に関する資料請求がございましたので、提出資料②により御説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

青枠の囲みが今回施工する地盤改良の範囲でございます。

2ページの地盤改良工平面図をごらん願います。黒丸と赤丸で表示してございます。合計1,723カ所の地盤改良の施工箇所のうち、赤丸の45カ所が地中に障害物があり、地盤改良を進められない箇所でございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第42号 土地の取得について（総合運動公園市民球場用地）につきまして説明願います。

太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 議案書⑨の7ページをお開き願います。

市議会議案第42号 土地の取得について、体育施設整備課提出資料により御説明させていただきます。総合運動公園市民球場用地といたしまして、記載のとおり取得するものでございます。

1の土地の表示につきましては、水戸市見川町字丹下二ノ牧2139番18ほか1筆、合わせて9,161平方メートルでございます。

2の取得価格につきましては、1億2,943万5,400円でございます。

3の契約の相手方につきましては、\_\_\_\_\_ほか2名でございます。

添付資料といたしまして、裏面の2ページに位置図を添付してございます。赤く着色した部分が今回用地を取得する箇所でございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）につきまして説明願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、追加議案書⑨の9ページをお開きください。

市議会議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億8,270万4,000円を減額し、総額を1,320億2,706万2,000円とするものです。

また、第2条で継続費を、第3条で地方債をそれぞれ変更し、第4条で繰越明許費を定めます。

次の10ページ、11ページにかけて第1表歳入歳出予算補正において各款項の補正額を記載しております。

内訳につきましては、⑩補正予算に関する説明書にて、歳出から御説明いたします。

それでは、⑩平成30年度補正予算に関する説明書の16ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、まず、8目交通政策費、17目市民センター費、19目防災諸費につきましては、財源確定に伴う財源の補正でございます。

27目水戸黄門ふるさと基金費につきましては、寄附額が当初見込みを上回ったことに伴い、基金に対す

る積み立てを4,000万円、謝礼品に対する報償を4,000万円、合わせて8,000万円の増額補正を行うものであります。

28目電源立地振興基金費は、県補助金を保健所整備に向けて積み立てをするものでございます。

ページを返していただきまして、18ページをお願いいたします。

3段目の4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費につきましては、新ごみ処理施設整備及び清掃工場移転改築について継続費の年割額を補正するとともに、財源を整理するものでございます。

3目し尿処理費及びその下の3項1目上水道費については、財源補正でございます。

26ページまでお進みください。

26ページ、最下段でございますが、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設整備費につきましては、東町運動公園整備事業について財源補正を行うとともに、西谷津市民運動場については次年度に事業費をのせかえるため減額をしております。

ページを返していただきまして、28ページでございます。

12款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借りた市債の利率の見直し、災害援護資金等の繰上償還に合わせ、元金及び利子を補正するものです。

以上が総務環境委員会の所管の歳出予算になります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

⑩の2ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税については、額の決定に伴い9億800万円の減額をするものです。

次の15款国庫支出金、2項国庫補助金については、2目民生費国庫補助金においてプレミアム付商品券の発行に伴う補助のほか、3目衛生費国庫補助金、8目教育費国庫補助金までそれぞれ補助額の決定に伴い補正するもので、項の合計で2億6,408万1,000円増額するものです。

16款県支出金、2項県補助金につきましては、ページを返していただきまして、4ページでございます。

4目農林水産業費補助金で、農業担い手に対する補助の財源として1,760万円増額するほか、7目教育費補助金では東町運動公園整備事業費補助金などを補正することにより、項の合計で4億7,358万7,000円の減としております。

18款1項寄附金については、総務費寄附金で水戸黄門ふるさと寄附金を8,000万円増額しております。また、5目教育費寄附金では、交通遺児就学奨励寄附金への寄附を5万円増額し、8,005万円増額しております。

19款1項基金繰入金については、2目減債基金繰入金を2億円減額し、6目電源立地振興基金繰入金を2億5,000万円増額したため、項の合計で5,000万円増となっております。

ページを返していただきまして6ページでございます。

20款1項繰越金については、今回の補正に要する一般財源として1億351万1,000円措置しております。

21款諸収入、3項貸付金元利収入については、災害援護資金の繰上償還がございましたので、294万1,000円増額しております。

続きまして、22款1項市債につきましては、事業費の決定に伴い整理をするものでございます。

14ページまで市債でございます。

14ページでございますが、市債全体では5億9,830万円の増額としております。

歳入の説明については、以上でございます。

それでは、⑨追加議案書の12ページをお開きください。

⑨追加議案書の12ページでございます。

まず、第2表の継続費補正でございます。

上から2つ目の第三最終処分場整備事業及びその下の清掃事務所移転改築事業につきましては、事業の進捗に合わせて年割額の変更を行っております。

13ページでございます。

総合運動公園市民球場大規模改造事業については、事業年度を1年延長するために補正をするものでございます。

続きまして、13ページ下段でございます。

第3表地方債補正につきましては、(仮称)水戸市保健所整備事業、都市計画事業、臨時財政対策について市債の補正に伴い、限度額を増額するものでございます。

ページを返していただきまして、14ページでございます。

第4表繰越明許費については、2款総務費、1項総務管理費の交通政策関係経費から15ページでございますが、10款教育費、6項保健体育費の東町運動公園整備事業まで合計で46の事業について繰越明許費を設定するものでございます。

これら継続費や繰越明許費については、関連する調書を⑩の30ページから記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

平成30年度一般会計補正予算(第6号)の説明については、以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)について説明願います。

谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 続きまして、⑨追加議案書の27ページをお開き願います。

市議会議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,760万円と定めるものでございます。

また、第2条におきまして、翌年度に繰り越しする経費として繰越明許費を定めるものであります。

内容につきまして、御説明いたします。

28ページをお開き願います。

第1表中歳入でございますが、4款1項1目公共用地先行取得事業債につきまして、事業費が確定したことなどに伴い、取得財源であります市債を3億5,390万円減額しまして、5,740万円とするものでござ

ございます。

次に、歳出でございますが1款1項1目公共用地先行取得事業費につきまして、市立競技場観客席増設用地を一部31年度にのせかえることとしたため、3億5,388万円を減額するものでございます。

次に、第2表繰越明許費につきましては、公共用地先行取得事業について、一部支払いについて、翌年度繰り越しとするものでございます。

なお、これらに関する調書⑩の補正予算に関する説明書、71ページから79ページに記載してございますので、後ほど御参照願います。

説明につきましては、以上でございます。

○安藏委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

須田委員どうぞ。

○須田委員 議案の第6号と議案の第26号に係ることなんですけれども、市民運動公園の整備が今後どういうふうに行われるのか、それからそういうものに対して、今回、西谷津の予算がついていますけれども、そういうものに対して西谷津の予算が的確、適当なのかを知りたいので、市民運動公園等、たとえば東野のグラウンドだったり、いろんなものがあると思うんですよ。その一覧の所在と使用ができる目的、例えば野球ができますよとかそういうの一覧を出してほしいんですけども、お願いいたします。

○安藏委員長 ただいま、須田委員から資料請求がありました。

当委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認めさよう決しました。

〔「ちょっと、委員長、私も」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ちょっと、待ってください。

執行部におかれましては、次回の委員会に提出をお願いします。

福島委員、どうぞ。

○福島委員 議案書①の95ページ、この中で原子力防災経費というのが650万円、それで、この明細、何に使うか、これ、後で資料出してちょうだい。

○安藏委員長 ただいま、福島委員からの資料請求、要求することに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認めさよう決しました。

執行部におかれましては、次回の委員会に提出をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 小吹の運動公園屋内プールの熱源の整備ということで1億2,000万円出ています。これの今後の維持経費というか、要するに施設整備はいいけれども、毎年、毎年光熱費、もちろん、これ、かかってくるわけですから、ここの委員会ではなくても、熱帯植物園とか熱帯果樹園の5億円近くの費用が基本的に出ているので、この要するに、行政効果というか、波及効果も含めて、基本的にはこれが是なのか非なの



かというところまで僕はこう思っているんですよ、実際は。

ただ、問題はこの温水にした場合の次年度からの維持経費というか、これがやっぱり心配だというものもあるので、この見通しについての資料を出していただければというふうに思います。

○安藏委員長 今、請求がありましたけれども、委員会がまたがることになります。

○伊藤委員 いやいや、向こうは関係ない、例えを言っただけです。ここは要するに小吹のところだけやってくればいい。

○安藏委員長 ただいまの資料請求について、委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日15日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知お祈りします。

それでは、以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時28分 散会